

平成 23 年度法曹実務専攻入試（平成 22 年 11 月実施）採点講評

問題 I

採点講評

問題 I は、自由意思とは何か、国家に対する義務は取引（譲渡）可能なのか、といった問題に関して多面的な見方ができるかどうかを見るために出題した。

軍隊の隊員の採用方法としては、徴兵制度（一定の条件に該当する人を強制的に隊員とする制度）と志願兵制度（応募者の中から選抜して隊員とする制度）という二つの極端の間に、金銭を国家に払って徴兵を免れる制度、徴兵された者が代わりの者を見つければ徴兵を免れ得る制度などがある。個人の自由意思を尊重する立場から見れば志願兵制度が最も妥当な制度のように見えるが、国民の間に大きな経済格差がある場合は志願兵制度のもとで志願するのは実は教育水準があまり高くない貧困者層に属する人々であり、その点では志願兵制といつても経済状況により事実上強制されて兵士になっているといえる。さらに、国家を守るといった公共の義務に関して、裕福であるといった個人の経済状況により義務を免れ得る制度は正義にかなうのか、といった見方も重要である。

問 1 は、国家に対する権利義務の取引（譲渡）可能性を理解しているかどうかを問う問題である。国家に対する権利義務を譲渡不可能にすることにより国家に対する自由がもたらされる、といった点が理解できていればよい。具体例としては、公職に就く者の選挙権が譲渡不可能であること、あるいは、軍隊に関する徴兵制度を挙げればよい。

問 2 は、現行の裁判員の選任方法が熟慮の上に作られた制度であるにもかかわらず、これよりも優れた制度の設計を求めるものである。問題文で比較検討されている、軍人の採用方法の多様性と、各々の立脚する根拠を理解しているかどうかを見るとともに、社会制度を設計する知識・能力があるかどうかを見る問題である。解答では裁判員に関してどのような選任方法を提案してもよいが、採点に際しては、受験生がその提案する選任方法の長所を理解しているかどうかを重視した。

問題 II

出題意図

文章を読み、その正確な理解の上で、質問に対する答えを簡潔に表現することを要求している。理解力と文章力を問う問題である。題材は地方分権に関するものであるが、とくにこの分野に意味があるわけではなく、受験者は、ごく常識的な知識があれば十分であろう。難解な文章ではないが、対談記録なので、必ずしも正確な表現がされているわけではなく、受験者は自分の頭の中で再構成しながら理解する必要がある。このことが本問の出題の狙いの第一である。第二に、設問に応じて、答えを見つけることが必要だが、必ずし

も一か所に整理されて述べられているわけではなく、答えとなるべき発言が分散して現れたりするので、全部読まなければ正確には答えられない。第三に、答えを文中から抜き出してそのまま書いてゆくと字数がオーバーするので、要領よく整理する必要がある。

講評

概要の理解はほぼすべての受験者ができており、内容の把握は、おおむねできていると思われるが、正確な理解とそれに基づく回答の的確な文章表現という点では、多くの受験者が難しく感じたのではないだろうか。市役所と市議会との区別がされていなかったり、役所の権限遂行能力と、職員の資質との区別が明確になされていなかったりするような、正確な理解の点での不十分さが目立つ答案も見られた。議会(立法)、役所(行政)、住民自治といった基本的な枠組みを用いて整理して叙述しないと、論点が網羅されず、不十分な内容となる。文中から抜き出したままのような答案もあったが、正確さに欠けることになるし、字数制限にかかるため論点を網羅できないことにもなる。また、この題材のテーマ自体は広く知られているからであろうが、自分の知識に頼りすぎて回答したために、文中の発言が十分に反映されていないものもあった。

法曹にとっては、こうした文章についても正確に理解して、それを正式な文章に再構成するという作業は日常的に必要となろう。